

奨学金給付規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人伏見記念財団（以下「本財団」とする。）の奨学金給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格)

第2条 本財団の奨学生となる者は、日本国内の大学院に在籍し、日本の歴史又は文化に関する研究を行う学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 日本国籍を有する学生で、募集年度の4月1日時点で満30歳未満の者（ただし、博士課程後期の学生は35歳未満の者）

(2) 在籍する大学院の担当教員の推薦を受けていること

(3) 本人及び生計を一にする家族が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員ではないこと

2 前項の適用については、本財団以外の団体から貸与または給付される奨学金との併用は可とする。

(奨学金の給付期間及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、奨学生に採用したときからその者の在籍する学校の各課程の最短修業年限の終期（最大5年）までとする。

2 事業年度ごとの奨学金の給付総額及び給付対象となる最大人数は、理事会の承認を受け決定する。

3 一人当たりの奨学金給付月額、修士課程及び博士課程前期の期間は3万円、博士課程後期の期間は5万円とする。

4 奨学金の用途は、修学に資するものとする。

5 奨学金は、第11条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の給付

(奨学生出願手続)

第4条 奨学生志願者は、次の各号に掲げる書類を、本財団が指定する方法により提出するものとする。

(1) 奨学生申込書

(2) 奨学生推薦書

- (3) 在籍証明書
- (4) その他本財団が指定する書類

(奨学生の決定)

第5条 本財団は、選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生を決定する。

(決定通知及び進学届の提出)

第6条 前条の規定により奨学生が決定したときは、奨学金を志願する者に通知する。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金の給付は、奨学生が本財団に届け出た預貯金取扱金融機関の奨学生本人名義の預金口座に、年2回に分割して振り込む方法により行う。なお、振込手数料は、本財団の負担とする。

(奨学金の給付の停止)

第8条 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは当該期間、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の給付の復活)

第9条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が消滅し願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の打ち切り)

第10条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、代表理事は理事会の承認を経て、奨学金の給付を打切ることができる。

- (1) 奨学金申込書に虚偽の記載があったとき
- (2) 休学、停学、留年及び退学したとき
- (3) 傷病疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (4) 奨学金を支給目的に沿わない用途に使用したとき
- (5) 指定された書類を提出しないとき
- (6) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき
- (7) 奨学生として応募目的に沿わない事実があったとき
- (8) その他奨学生として適当でない事実があったとき

(奨学金の返還請求)

第11条 本財団は、奨学生が前条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約

が認められた場合は、理事会の承認を経て、当該期間に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることができる。なお、返還に要する振込手数料は奨学生の負担とする。

第3章 奨学生の義務

(生活状況等の報告)

第12条 奨学生は、每学期末終了後1カ月以内に在籍証明書及び生活状況報告書を本財団に提出しなければならない。ただし、修了に当たっては、在籍証明書に替えて、修了証明書（修了見込証明書）を提出しなければならない。

(届出)

第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

- (1) 退学し、または転学、転部したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 休学または長期にわたって欠席したとき
- (4) 留年または復学したとき
- (5) 住所、氏名、電話番号等を変更したとき

第4章 補則

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

本規程は、令和4年2月4日から施行する。

令和4年10月21日改定

令和6年12月24日改定